

令和2年3月後期定例会 議事録

- ・開催日時 令和2年3月26日(木曜日) 14時05分～17時00分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 中野委員長 松尾委員 内田委員
(事務局) 稲富事務局長 角田副事務局長 古沢人事主幹
鶴澤係長 安田係長 江口係長 安心院主事

議事事項

1 令和2年3月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 昭和50年高教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について

高教組事案(昭和50.11.28等統一行動事案)について、審査請求人の所在調査を行い、令和2年1月28日までに死亡し、相続人等から承継の届出がなされなかったものについて、不利益処分についての審査請求に関する規則第12条第1項第3号に該当すると認め、審査を打ち切り、審査請求を棄却することを決定した。

【説明】

- ・昭50.11.28等統一行動事案 7名分

3 昭和52年佐教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について

佐教組3事案(昭和50.11.29等統一行動事案、昭和52.4.15等統一行動事案、昭和59.10.26統一行動事案)について、審査請求人の所在調査を行い、令和2年1月28日までに死亡し、相続人等から承継の届出がなされなかったものについて、不利益処分についての審査請求に関する規則第12条第1項第3号に該当すると認め、審査を打ち切り、審査請求を棄却することを決定した。

【説明】

- ・昭52.4.15等統一行動事案 94名分

4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

令和2年4月1日付け組織改正等に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

(1) 次の職について職の新設等に伴い新たに指定することとした。(別表関係)

本庁(知事部局)

・政策調整監(甲)、税政総括監

本庁(教育委員会事務局)

・室長、働き方改革推進担当の係長(教職員課)

現地機関

・九州陶磁文化館 副館長、名護屋城博物館 副館長、佐賀城本丸歴史館 副館長、
環境センター 副所長、茶業試験場 副場長、ダム管理事務所 副所長

(2) 次の職について名称の変更を行うこととした。(別表関係)

本庁(知事部局)

【改正前】室長(行政経営室) 【改正後】室長

現地機関

(博物館、九州陶磁文化館、名護屋城博物館、佐賀城本丸歴史館)

【改正前】館長 【改正後】館長(常勤の職員に限る。)

現地機関

(衛生薬業センター)

【改正前】ウイルス課長 【改正後】精度管理・企画情報課長

(3) 次の職について職の廃止に伴い指定から削除することとした。(別表関係)

現地機関

【改正前】総合看護学院 学院長 副学院長 事務長(学院長が非常勤である場合
で、副学院長を総括補佐する場合に限る。) 【改正後】削除

(4) その他、上記(2)の改正に伴い備考3について所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

令和2年4月1日

5 臨時的任用職員の初任給及び昇給の特例についての承認廃止について

廃止理由について、事務局が説明し、原案どおり決定した。

【説明】

令和元年9月議会において佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)及び佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)が改正され、令和2年4月1日から臨時的任用職員の給与については、任命権者が別に定めることとなることから、臨時的任用職員の初任給の決定及び昇給についての承認(平成18年3月31日付け人委親第42号)を廃止する必要がある。

6 臨時的任用講師等の初任給決定要領についての承認廃止について

廃止理由について、事務局が説明し、原案どおり決定した。

【説明】

令和元年9月議会において佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)が改正され、令和2年4月1日から臨時的任用講師等の給与については、教育委員会が別に定めることとなることから、臨時的任用講師等の初任給の決定についての承認(平成18年3月31日付け人委親第46号)を廃止する必要がある。

7 任期付職員の初任給の特例についての承認廃止について

任期付職員の初任給の決定についての承認(平成19年10月22日付け人委親第16号)について、任命権者から廃止の申請があり、申請のとおり廃止することを決定した。

8 採用選考取扱要領の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の内容

令和2年度から、障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(大学卒業程度)が新設されることに伴い、障害者をもって充てる職の選考方法に「論文試験」を追加する。

2 施行期日

公布の日から施行

9 人事委員会事務局会計年度任用職員制度の導入に伴う関係規則等の制定及び一部改正について

(1) 佐賀県人事委員会事務局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の制定について

制定内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 制定の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われ、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例が制定したことに伴い、パートタイムの会計年度任用職員(1)及びフルタイムの会計年度任用職員(2)の報酬等に関し必要な事項を定める必要があるため。

1 1週間当たりの勤務時間が常時勤務する職員の勤務時間より短い会計年度任用

職員

2 1週間当たりの勤務時間が常時勤務する職員と同一である会計年度任用職員

2 制定の内容

次に掲げる事項について、佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年佐賀県規則第33号）の規定の例によることとした。

ア パートタイムの会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出に係る時間

イ パートタイムの会計年度任用職員に支給する手当に相当する報酬及び期末手当の額及びその支給対象

ウ パートタイムの会計年度任用職員に支給する通勤に係る費用弁償の額及び支給対象

エ フルタイムの会計年度任用職員の号給の範囲

オ フルタイムの会計年度任用職員に支給する手当の額及びその支給対象

カ パートタイムの会計年度任用職員に支給する報酬等の支給方法等

キ 休職者の報酬等

3 施行期日

令和2年4月1日

(2) 佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われ、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員について職及び職務を定める必要があるため。

2 改正の内容

ア 事務局に置くことができる職として会計年度任用職員の職を定めることとした。（第3条関係）

イ 会計年度任用職員の職務を定めることとした。（第4条関係）

ウ その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

令和2年4月1日

(3) 佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正が行われ、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員に関する事項で人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する事項を定める必要があるため。

2 改正の内容

会計年度任用職員の休暇等に関することを処理する権限については、他の事務局職員と同様に人事委員会から事務局長に委任する事項として定めることとした。

パートタイムの会計年度任用職員に対しては、「給与」ではなく「報酬」が支払われることから、所要の改正を行うこととした。（第2条関係）

3 施行期日

令和2年4月1日

(4) 佐賀県人事委員会事務局職員人事評価規程（人事委員会訓令）の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正が行われ、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の人事評価の実施に関し必要な事項を定める必要があるため。

2 改正の内容

会計年度任用職員については、その職務内容や勤務実態等に応じた人事評価を実施する必要があることから、事務局長が別に定めることができるものとした。（第13条関係）

3 施行期日

令和2年4月1日

10 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の内容

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用通知第2項第3号の基準による人事委員会の承認を受けた学校（ ）の特別な事情について、毎年及び当該事情に変動があった場合に人事委員会への報告を必要とすることとした。

2 適用日

令和2年4月1日

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用通知第2項第3号

特別な事情により第1号の基準に該当する学校と同等に取扱う必要があると認められる学校で、あらかじめ人事委員会の承認を受けた学校

11 断続的労働に従事する者に対する適用除外許可について

農業大学校長から労働基準法第41条第3号及び同法施行規則第34条の規定に基づき、学生寮における舎監業務に従事する職員に係る適用除外許可申請書が提出されたことについて事務局から説明し、審査の結果、許可することを決定した。

12 級別職務区分表の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

令和2年4月1日付け組織改正等に伴い、級別職務区分表の一部を改正する必要があるため。

2 改正の内容

(1) 行政職給料表級別職務区分表

部局	所属名	職名	職務の級	備考
知事	公文書館	副館長(困難)	5級	職の新設
		副館長	4級	

3 適用日

令和2年4月1日

13 佐賀県人事委員会事務局職員障害者活躍推進計画について

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3の規定に基づき、任命権者である人事委員会が作成する障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(「佐賀県人事委員会事務局職員障害者活躍推進計画」)の内容及び計画の公表について事務局から説明し、原案どおり計画を承認し公表することを決定した。

また、計画に基づく取組の実施状況の公表等の計画作成後に生じる検証事務等については、事務局長の専決とすることを決定した。

報告事項

1 令和2年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第1回)(第1次選考)の実施要綱について

令和2年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第1回)(第1次選考)の実施要綱について、概要を事務局から報告した。

2 令和2年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について

令和2年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について、事務局から報告した。

3 令和2年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の申込状況について

令和2年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の申込状況について、事務局から報告した。

4 令和2年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕における新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕における新型コロナウイルス感染症への対応について、事務局から報告した。

5 定年引上げに伴う地方公務員法の一部を改正する法律案等について

定年引上げに伴う地方公務員法の一部を改正する法律案等について、概要を事務局から報告した。

6 県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について

県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について、概要を事務局から報告した。

7 懲戒処分について

令和2年3月24日付けで佐賀県教育委員会が行った懲戒処分について、事務局から報告した。

その他

1 行事予定について